

## 軽自動車税(種別割)の増税に関するお知らせ

照会 税務課 ☎0537-1114

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車の所有者に課税されます。

### ①軽自動車税(種別割)の増額

自動車検査証に記載されている「初年度検査年月」に応じた税額が適用されます。

※初年度検査年月とは、自動車検査証に記載されている最初の車両番号の指定を受けた年月のことです。なお、被けん引車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車などは対象外となります。

#### ◆軽自動車の税率表

車種		税率(年額)		
		平成19年3月以前の初年度検査年月(重課)	平成19年4月～平成27年3月までの初年度検査年月	平成27年4月以降の初年度検査年月
軽3輪のもの		4,600円	3,100円	3,900円
軽4輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円
		自家用	12,900円	7,200円
	貨物	営業用	4,500円	3,000円
		自家用	6,000円	4,000円

#### ◆原動機付自転車などの税率表(令和2年度版)

車種区分		税率(年額)
原動機付自転車	総排気量50cc以下	2,000円
	総排気量90cc以下	2,000円
	総排気量125cc以下	2,400円
ミニカー		3,700円
小型特殊自転車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
軽2輪車	総排気量250cc以下	3,600円
被けん引車(2輪のもの)		3,600円
2輪の小型自動車	総排気量250cc以下	6,000円



### ②軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)

平成31年4月から令和2年3月までに最初の新規検査を受けた次の基準を満たす3輪および4輪の軽自動車について、令和2年度分の軽自動車税(種別割)に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

#### ◆グリーン化特例適用後の税率(年額)一覧表

車種		税率(年額)		
		A	B	C
軽3輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円
軽4輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	5,400円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円
		自家用	1,300円	2,500円

軽貨物車	軽乗用車	・電気自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準10%低減または平成30年排出ガス規制適合)	A
軽乗用車	ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車
		令和2年度燃費基準+10%達成車	C
軽貨物車	ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車
			平成27年度燃費基準+15%達成車

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

### ③軽自動車税(種別割)の減免

一定の基準に該当する身体や精神に障がいがある人が所有する軽自動車(未成年の場合は、家族が所有する軽自動車)などは、減免を受けることができます。

令和2年度の申請期間は4月1日(水)から5月25日(月)の平日8時15分から17時までとなります(火曜日のみ19時まで受付)。継続して減免を受ける場合でも申請は毎年必要となりますのでご注意ください。

### ④軽自動車税(環境性能割)

軽自動車税(環境性能割)は、浜松財務事務所自動車税分室(☎053-421-4543)が管轄となります。詳しい事務手続きなどは浜松財務事務所自動車税分室までお問い合わせください。